

# 令和6年1月から産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の免除方法

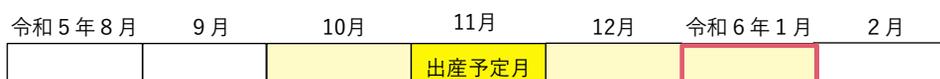
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■ …対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

## 届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

## 届出先

養父市役所健康医療課または各地域局

※オンライン（ぴったりサービス）での手続き方法については、裏面をご覧ください。

# 国民健康保険税の軽減届出書のオンライン申請（ぴったりサービス）について

## ● ぴったりサービス

マイナポータル（国が運営する行政手続きのオンライン窓口）のサービス検索・電子申請機能を利用し、手続きをオンラインで行うサービスです。

## ● 事前準備

①マイナンバーカードによる電子署名が必要です。

②母子手帳の写真またはスキャンした画像

※スマートフォンまたはタブレットからの申請の方は、カメラ機能で撮影した画像を添付することができます。

※出産予定日が確認できる（出産後に届出を行う場合は、出産した方と出産に係る子の身分関係が確認できる）ページが必要です。

※単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができるページが必要です。

## ● 産前産後軽減届出書より申請してください

マイナポータル（国が運営する行政手続きのオンライン窓口）のサービス検索・電子申請機能を利用し、手続きをオンラインで行うサービスです。

産前産後軽減届出書フォーム



①申請者情報（世帯主）を入力

②出産する（した）方の情報を入力

③入力内容を確認

④母子手帳等の画像を添付

## ● 注意事項

①画像ファイルは鮮明に読み取れるものを添付してください。

②国民健康保険税の減額が決定した場合は、オンライン申請完了後から1カ月程度で変更後の納税通知書を市役所税務課より送付いたします。

## 問い合わせ先

### 届出に関すること

養父市役所健康医療課 ☎079-662-3165

### 減額に関すること

養父市役所税務課 ☎079-662-3164